

建第124号
令和7年5月12日

公益社団法人熊本県建築士会長 様

熊本県土木部建築住宅局建築課長

木造住宅等における基礎梁における主筋と補強筋の緊結の審査・検査に係る
取扱いについて（通知）

令和7年4月1日施行の改正建築基準法により、同法第6条の4による確認の特例の範囲が縮小され、これまで特例の対象であった木造2階建ての建築物についても、各仕様規定への適合審査が必要となりました。

特に、平成12年建設省告示第1347号で規定される、基礎の立上り部のせん断補強筋の主筋への緊結に関しては、当該事項の確認審査の方法について、全国的に疑義が生じております。

このため、国土交通省の改正法に係る質疑応答集（以下、「国交省質疑応答集」という。）の記載内容、国土交通省への問い合わせ及び県内特定行政庁と協議を行った結果、熊本県内では、当面、下記の通り確認審査・検査を行うこととしますので、お知らせします。

記

1 国質疑応答集での記載概要について

国交省質疑応答集では、「主筋とせん断補強筋の審査においては、緊結していることが確認されれば具体的な緊結方法を審査する必要はありません。」と記載されており、審査においては、緊結されているかを確認・検査する必要があります。

2 緊結方法について

国交省質疑応答集や説明会資料では、基礎立上り部の主筋とせん断補強筋の緊結の具体的な方法として、「フック付きの鉄筋」「フック付きと同等以上の性能を有している住宅用ユニット鉄筋等」が示されており、「その他実績ある仕様や構造計算で性能を確認した仕様」でも可能とされています。

3 本県の確認審査・検査の取り扱いについて

本県では、基礎立上り部の主筋とせん断補強筋の緊結の確認方法は、「フック付きの鉄筋」「フック付きと同等以上の性能を有している住宅用ユニット鉄筋等」又は、「その他実績あ

る仕様」とします。それ以外の施工を行う場合には、構造計算で性能を確認する必要があります。審査時には、審査側は申請者に図面又は仕様表への明示や計算結果の添付を求め、検査時には図面又は仕様表との整合性を確認するものとします。

なお、基礎立上り部のせん断補強筋のフックの可否を簡易な計算で行うツールとして、(一財) 熊本県建築住宅センター及び(一財) 熊本構造評価センターで作成された「略称：基礎フック検討ツール」が参考となりますので、当該ツールを用いた結果を添付の上、審査を行うことも可能です。